

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、翌日)

## 目 次

◇告 示 鳥取県酪農近代化計画の廃止

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画

## 告 示

鳥取県告示第六百五号

鳥取県酪農近代化計画（昭和五十七年二月鳥取県告示第三百三十号）は、  
廃止する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の三第一項の規定に基づき、昭和六十五年度を目標年度とする酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり定めたとので、同条第四項の規定により公表する。

昭和五十九年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画

## I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

## 1 酪農及び肉用牛生産の振興・合理化の基本的な考え方

本県の昭和57年における農業粗生産額は1,059億円で、その内訳は畜産340億円、米291億円、果実156億円、野菜149億円、その他123億円となっており、畜産が23.1%を占め、昭和54年から米を上廻り1位となった。畜産粗生産額のうち乳用牛は66億円、肉用牛は44億円となっており両者で全体の10.3%、畜産全体の32.3%を占めている。

県は「第4次鳥取県総合開発計画」の農業粗生産額の現況と見通しにおいても、畜産の伸びは高いものと見通し、昭和65年度目標で38.5%を占め本県農業の重要な柱となるものと期待している。一方牛乳乳製品及び牛肉は、国民の生活上重要な蛋白質供給源として、今後さらに重要性が増大することが見込まれ、特に牛肉については国際的にも将来その需給が逼迫することが予測され、安定的供給の確保の要請が強まっている。

このようことから、国においても牛乳乳製品及び牛肉については合理的な生産を基本としつつ、できるだけ国内で供給することが重要と考え、酪農及び肉用牛生産を我が国の土地利用型農業の基軸として位置づけ長期的観点から総合的な振興合理化を図ることとしており、本県においても環境汚染問題を引きしない安定的な経営を育成するとともに他の農業作目と有機的結びつきをもった酪農及び肉用牛経営を育成する。

## 2 効率的な経営構造の確立と生産性の向上

(1) 酪農及び肉用牛生産の効率的な経営の確立とともに、生産性の向上を図るものとする。

ア 草地開発、既耕地の整備等土地基盤の整備を推進するとともに、土地利用の集積、山林原野の有効利用を推進し飼料基盤に立脚した経営の育成を図る。また、耕種部門との結び付きを強め、転作田等の活用による飼料作物の生産の拡大、稲わら等農場副産物の有効利用及び堆きゆう肥の土壌還元による地力の維持増強を推進するものとする。

イ 公共育成牧場の整備と積極的な活用を図り、育成負担の軽減と優良な後継牛の確保に資するものとする。

ウ 技術と経営能力が優れ、高い生産性と農業所得を實現できる中核的な担い手や生産組織を育成するものとする。

エ 酪農及び肉用牛生産の振興、合理化を総合的に推進するものとし、乳用種肉用牛のは育育成段階における事故率の低下等を図り、肉用牛の生産流通の合理化と酪農経営の安定に資するものとする。

(2) 酪農については、牛乳乳製品の需給の動向にかんがみ、需要に見合った生乳の計画的生産が必要とされており、生乳生産の飛躍的増加は見込まれないが、中規模農家層の増加あるいは規模拡大の進展が見込まれるところから、今後は、飼料自給率の向上、乳牛の能力向上、資本装備の効率化、経営管理技術の改善等を推進し、経営体質の強化と生産の合理化を図るものとする。



2 肉用牛の飼養頭数の目標

区 域 名	区域の範囲	現 在 (昭和57年度)			目 標 (昭和65年度)				
		肉 専 用 種	そ の 他	乳 用 種	肉 専 用 種	そ の 他	乳 用 種		
鳥 取 県	全 域	28,900 頭	9,500 頭	9,100 頭	10,300 頭	43,600 頭	13,730 頭	14,910 頭	14,960 頭
合 計		28,900	9,500	9,100	10,300	43,600	13,730	14,910	14,960

(単位：頭)

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

(1) 酪農経営

方 式 名	①飼養頭数規模 (経産牛頭数)	②酪農部門投下労 働1時間当たり 生乳生産量 kg以上	③経産牛1頭当 たりの飼養管理 時間	④飼料作10アール 当たり労働 時間	⑤飼料作10アール 当たり養分生産 量(TDN換算) kg以上	⑥飼料自給率 (TDN換算) %以上	⑦備 考
複合水田酪農経営	現 在 目 標 11.4	19.7	227.0	30.3	964.8	44.8	経営方式番号1
専業畑地酪農経営	現 在 目 標 28.6	26.8	155.8	22.9	994.1	49.2	経営方式番号2
	目 標 30	44.2	104.4	17.8	1,822	60	

2 肉用牛経営方式

(1) 繁殖経営

方 式 名	繁殖雌牛飼 養頭数規模 頭以上	繁殖雌牛1頭 当たりの飼養管 理労働時間 時間以下	飼料作10アール 当たりの労働 時間	飼料作10アール 当たりの養分生産 量(TDN換算) kg以上	飼料自給率 (TDN換算) %以上	分娩 間 隔 月以下	子牛の出荷 月令	子牛の出荷 体重 kg以上	備 考
繁殖複合経営	現 在 目 標 5	60	29	1.725	80	12	7	240	経営方式番号8

(2) 肥育経営

方 式 名	肥育生飼養頭数規模	肥育生1頭当たり飼養管理労働時間	飼料作10アール当たり労働時間	飼料作10アール当たり養分(TDN換算)	飼料自給率(TDN換算)	肥育生出荷月令	肥育生出荷体重	肥育生1日増体	事故率	備 考	
											頭以上
肥育複合経営 (肉専用種)	現 在	20	74	65	1.527	6.5	25.5	650	0.64	2	経営方式 番号4
	目 標	30	36	28	1.725	30	24	650	0.8	1	
肥育複合経営 (乳用種)	現 在	24	63	65	1.527	5.5	19.8	630	0.97	2	経営方式 番号5
	目 標	40	30	15	1.725	30	17	630	1.21	1	

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳 牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名	① 総農家戸数	② 飼養農家戸数	② / ①	乳 牛 頭 数				④ / ③	成 牛 飼 養 頭 数 規 模 別 戸 数						1戸当たりの平均飼養頭数⑤	
				③ 総頭数	④ うち成牛頭数	%	③		計	1~4頭	5~9頭	10~14頭	15~19頭	20~29頭		30~49頭
鳥取県	現 在	50,859	1,100 (70)	2.2	13,900	9,770	70.3	1.030	441	231	130	78	61	67	22	12.6
	目 標	48,000	850 (30)	1.8	16,600	11,950	72.0	820	160	160	90	130	78	61	120	30
合 計	現 在	50,859	1,100 (70)	2.2	13,900	9,770	70.3	1,030	441	231	130	78	61	67	22	12.6
	目 標	48,000	850 (30)	1.8	16,600	11,950	72.0	820	160	160	90	130	78	61	120	30

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

規模拡大の進展と酪農家戸数の減少により、1戸当たり平均飼養頭数は着実に増加しており、昭和65年度には19.5頭に達すると見込まれる。



1～2頭階層の減少が続き、1戸当たり飼養頭数は着実に増加しているので、昭和65年度の1戸当たり飼養頭数は9.7頭を見込んだ。  
 繁殖経営については、稲作等との複合経営が主体で、飼養規模が小さい現状から、飼料基礎の確保等と合わせた段階的な飼養規模の拡大を図る。  
 肥育経営については、規模拡大がかなり進展しているものの、購入飼料への依存度が高く、経営が不安定になっている実態から、飼養規模に見合った飼料生産を行うほか肥育期間の短縮による飼料効率の改善や、飼養管理技術の向上等を図る。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料需要見込量

区 分	①頭 数	②1頭当たり年間必要T D N量	③年間必要T D N量	自給飼料から供給されるT D N量			⑦=⑥÷③飼料自給率	⑧現在の飼料自給率	備 考	
				④粗飼料	⑤濃厚飼料	⑥計				
乳 牛	成 牛	11,950	3,652	43,642	26,186	—	26,186	60.0		
	成 牛	4,650	1,599	7,436	4,462	—	4,462	60.0		
	計	16,000	—	51,078	30,648	—	30,648	60.0	45.3	
肉 用 牛	繁 殖 雌 牛	成 牛	13,730	1,687	23,163	20,383	—	20,383	88.0	
		成 牛	9,740	1,268	12,351	8,029	—	8,029	65.0	
	計	23,470	—	35,514	28,412	—	28,412	80.0	68.4	
肥 育 牛	肉専用種乳用種	計	5,170	2,080	10,754	3,226	—	3,226	30.0	
		計	14,960	2,209	33,047	9,914	—	9,914	30.0	
	計	20,130	—	43,801	13,140	—	13,140	30.0	5.8	
合 計	計	60,200	—	130,393	72,200	—	72,200	55.4	41.0	

2 飼料供給計画

区 域 名	区 分	現 在 (昭 和 57 年 度)										目 標 (昭 和 65 年 度)										備 考
		飼料作物の作付面積					野草地 (1/10)	林間放牧地	稲わら	合 計	乳牛 当換り (a)	飼料作物の作付面積					野草地 (1/10)	林間放牧地	稲わら	合 計	乳牛 当換り (a)	
		田	畑	普通畑	牧草地	計						田	畑	普通畑	牧草地	計						
鳥 取 県	生産量 (t)	3,610	1,590	1,040	6,240	4,144	—	—	6,654	(a)	6,710	2,990	2,040	11,740	4,400	—	—	12,180	(a)	現状TDN 田・畑12.0% 牧草地12.0 野草地12.0 稲わら35.0		
	10アール 当たり DN量	150,898	66,462	33,280	250,640	62,167	—	—	329,816		328,700	146,500	81,600	556,800	66,000	—	—	638,200				
合 計	生産量 (ha)	3,610	1,590	1,040	6,240	4,144	—	—	6,654	(a)	6,710	2,990	2,040	11,740	4,400	—	—	12,180	(a)	目標TDN 田・畑13.6% 牧草地12.5 野草地12.0 稲わら35.0		
	10アール 当たり DN量	0.50	0.50	0.38	0.48	0.18	—	—	0.18		0.67	0.67	0.50	0.64	0.18	—	—	0.18				
合 計	生産量 (t)	150,898	66,462	33,280	250,640	62,167	—	—	329,816		328,700	146,500	81,600	556,800	66,000	—	—	638,200		生産量の TDN換り DN量		
	10アール 当たり DN量	4.2	4.2	3.2	4.0	1.5	—	—	5,953	43,491	44,700	19,900	10,200	74,800	7,920	—	—	5,390	88,110			
合 計	生産量 (t)	0.50	0.50	0.38	0.48	0.18	—	—	0.18		0.67	0.67	0.50	0.64	0.18	—	—	0.18		10アール 当たり DN量		
	10アール 当たり DN量	0.50	0.50	0.38	0.48	0.18	—	—	0.18		0.67	0.67	0.50	0.64	0.18	—	—	0.18				

3 飼料基礎の整備等



(1) 草地開発計画

(単位: ha)

区 域 名	現在の草地面積	区 域 内 草 地 開発可能地面積	目標年度までの事業実施予定面積		
			補助事業等	そ の 他	計
鳥 取 県	1,040	6,000	1,000	—	1,000
計	1,040	6,000	1,000	—	1,000

(2) 草地整備計画

既存草地は、主として昭和40年前後の大規模並びに小規模改良事業で造成したものであり、県営放牧場を除けばその後一部更新しているものの、大部分は経年化し生産性が低下している。このため、草地管理技術の高位平準化を図るとともに、遂次更新していく。また、県営放牧場についても計画的に整備改良を進める。

(3) 酪農経営及び肉用牛経営への土地利用の集積を図るための具体的な方策

農用地利用増進事業等の推進により遊休農用地を中核農家へ集積するとともに、水田利用再編対策及び水田裏を有効に活用し、農用地の流動化、農作業の受委託を進め、畜産農家と耕種農家の連携による飼料生産ほ場の集積を図る。

(4) 山林原野、農場副産物等の有効利用について

山林原野等未利用地の利用促進による粗飼料生産基盤の確保と農場副産物等未利用資源の有効利用により、低コスト飼料の確保に努める。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化等

(1) 指定生乳生産者団体の機能強化

昭和57年度の県内生乳出荷量は約46,000 tで、このうち指定生乳生産者団体の受託販売量のシェアは約97%である。

指定生乳生産者団体の営農指導体制の整備、販売能力の強化を推進するとともに一元集荷多元販売体制の確立を図る。

① 一元集荷多元販売体制の確立

指定生乳生産者団体による県内生乳の一元集荷多元販売体制を確立するため、会員からの生乳の無条件委託を強力に推進するとともに乳業者に対する公正な配乳に努める。

② 生乳需給調整機能の充実

生乳の需要にみあつた計画的な生乳生産の推進と、指定生乳生産者団体が工場を有している特性を生かし、生乳需給の調整に努める。

(2) 集送乳の合理化

生産者団体は専門農協1、農協連合会1、任意組合1の3つの団体があり、集乳体系は専門農協1、農協連合会2、任意組合1の4系統にわかれており、集乳路線は、酪農団体の地域における錯綜により倉吉市、東伯郡、西伯郡、米子市の一部で重複している。

また、集乳量の約77%がミルクタンクローリーで実施されており、他は集乳缶、輸送缶等によるものである。クーラーステーションは4カ所、集乳所は2カ所設置されている。

今後は、生乳生産量の増大に伴い集乳施設の整備充実並びに集乳路線の整備を図り、コストの低減及び生乳品質の保持と集送乳の合理化に努める。

① 集送乳の合理化

バルクーラーの普及率を高めるとともに、ミルクタンクローリー(計量機付)の導入を積極的に推進し、路線の重複を解消し、集送乳時間の短縮に努める。

また、地域に応じクーラーステーションの整備充実または集送乳施設の統廃合を進める。

② 集送乳体制の整備

指定生乳生産者団体の整備強化を進めるとともに、生乳需給について関係団体との調整を図り集送乳体制の整備に努める。

ア 集送乳路線等の合理化

区域名 (又は農協名)	送乳先	集送乳路線		集乳量 t/日	集送乳距離		集送乳時間		戸数	乳牛飼養 頭数	備考		
		シロク リ等台数	路線数		最短～最長 Km/日	総延長数 Km/日	最短～最長 時間/日	総延時間 時間/日					
現在 (昭和57年度)	県内	C.S.	21	35	100	5~157	1,268	1.0~4.1	76	1,100	13,900		
		工場	7	10	23	16~55	292	1.2~2.4	20				
	県外	C.S.	—	—	—	—	—	—	—	1,100	13,900		
		工場	1	1	5	240~240	240	7.0	7				
	合計		29	46	128		1,800		103	1,100	13,900		
	目標 (昭和65年度)	県内	C.S.	22	31	127	5~140	1,200	1.0~3.0	65	850	16,600	
			工場	4	8	15	15~50	230	1.0~2.0	14			
		県外	C.S.	—	—	—	—	—	—	—	850	16,600	
			工場	1	1	6	240~240	240	7.0	6			
		合計		27	40	148		1,670		85	850	16,600	

イ 集送乳施設の整備

区域名	現 在 (昭和57年度)				目 標 (昭和65年度)													
	バルククーラー		クーラーステーション		バルククーラー				クーラーステーション				ミルクタンクローリー					
	1バルククーラー当り量	クースション数	1クースション当り量	ミルクタンクローリー数	新設数	拡張数	現状のままの数	縮小数	総数	1バルククーラー当り量	新設数	拡張数	現状のままの数	縮小数	総数	1クースション当り量	ミルクタンクローリー数	1ミルクタンクローリー当り量
県内全域	290 (10)	340	4 (4)	24,840	21 (4)	集乳 5,980	110 (4)	290 (10)	400 (4)	320	—	—	4 (4)	—	4 (4)	31,500	25 (3)	集乳 6,600 送乳 7,200
計	290 (10)	340	4 (4)	24,840	21 (4)	集乳 5,980 送乳 5,770	110 (4)	290 (10)	400 (4)	320	—	—	4 (4)	—	4 (4)	31,500	25 (3)	集乳 6,600 送乳 7,200

(注) 1 バルククーラー欄の ( ) は共同利用しているもの。(内数)

2 クーラーステーション欄の ( ) は専従の技術者のいるもの。(内数)

3 ミルクタンクローリー欄の ( ) は長距離(おおむね100km以上)のもの。(内数)

## (3) 乳質の改善

生乳品質に対する衛生的及び成分的な改善要求は今後、更に高まることから全県的な乳質改善指導体制のもとで、出荷乳中細菌数の目標を50万/ml以下とする。

また、体細胞数測定を積極的に推進し、潜在性（非臨床型）乳房炎の早期発見と発生予防を図り衛生的な乳質の改善に努める。

さらに、乳牛の改良と飼養の改善を図り、乳固形分率の向上と安全な生乳の生産に努める。

## 2 乳業の合理化

## (1) 乳業施設の合理化

現在の乳業者数は10業者で、このうち酪農専門農協は乳製品加工施設と市乳工場2か所を保有し、他の9業者は市乳及び乳飲料を製造している。これらの工場の年間処理量は約40,000tでこのうち約35,500tを飲用牛乳として処理し県内に供給するとともに京阪神地区へ市乳として移出している。また乳製品の加工は不要期の余乳処理と県外からの製造委託が主で、約4,500tが処理されている。

今後は、生乳生産量の伸びに伴い処理量が増加し、昭和65年度には51,600tに達するものと見込まれるが、飲用需要の増大を背景として42,300tは飲用牛乳として処理され県内及び京阪神地区の需要をまかなうものと見込まれることから、市乳施設の増加に見合った整備を図るとともに、稼働率の向上を図るなど効率的な生産体制の整備充実に努める。

工場名	1日当りの生産乳量		稼働率 ①/②×100 %	主要機械設備名、1時間当たりの能力、台数	製造品目別1日当たりの生産数量	備考	
	kg ①	kg ②					
現 在 (昭和57年度)	飲用牛乳を主に製造する工場 合計 (計10工場)	109,000	334,300	32.6	機械1台 36,000ℓ/時 容器充填機 18,000ℓ/時 箱乾燥機 4,000ℓ/時 120kg/時 1,070kg/時 24台 14台 4台 2台 1台 3台	牛乳 94,540ℓ/日 飲用牛乳 6,430ℓ/日 濃縮牛乳 1,840ℓ/日 濃縮乳 220ℓ/日 濃縮乳 4,590ℓ/日 濃縮乳 7,300kg/日 濃縮乳 90kg/日 濃縮乳 840kg/日	
		1工場平均	10,900	33,430		機械1台 4,000ℓ/時 容器充填機 1,800ℓ/時 箱乾燥機 1,450ℓ/時 1,050kg/時 70kg/時 15kg/時 120kg/時	牛乳 9,450ℓ/日 飲用牛乳 640ℓ/日 濃縮牛乳 210ℓ/日 濃縮乳 30ℓ/日 濃縮乳 510ℓ/日 濃縮乳 80kg/日 濃縮乳 80kg/日 濃縮乳 10kg/日 濃縮乳 90kg/日
全 内 県	飲用牛乳を主に製造する工場 合計 (計8工場)	141,370	257,000	55.0	機械1台 30,000ℓ/時 容器充填機 11,500ℓ/時 箱乾燥機 5,000ℓ/時 9,300kg/時 600kg/時 120kg/時 1,070kg/時 21台 8台 4台 2台 1台 3台	牛乳 112,300ℓ/日 飲用牛乳 7,500ℓ/日 濃縮牛乳 4,000ℓ/日 濃縮乳 500ℓ/日 濃縮乳 9,800ℓ/日 濃縮乳 1,160kg/日 濃縮乳 1,300kg/日 濃縮乳 1,40kg/日 濃縮乳 1,160kg/日	
		1工場平均	17,670	32,200		機械1台 3,750ℓ/時 容器充填機 1,450ℓ/時 箱乾燥機 600ℓ/時 1,200kg/時 70kg/時 15kg/時 120kg/時	牛乳 14,040ℓ/日 飲用牛乳 940ℓ/日 濃縮牛乳 500ℓ/日 濃縮乳 60ℓ/日 濃縮乳 1,200ℓ/日 濃縮乳 150kg/日 濃縮乳 160kg/日 濃縮乳 20kg/日 濃縮乳 150kg/日
全 域	飲用牛乳を主に製造する工場 合計 (計1工場)	—	—	—	—	—	
		1工場平均	—	—	—	—	—

(2) 余乳処理の合理化

指定生乳生産者団体である酪農専門農協は生乳及び乳製品製造加工施設を所有しており、県内で発生する余乳の処理と県外からの製造委託の生乳約4,500tを乳製品に加工している。

今後は、生乳生産量の伸びに伴い不要期に処理を必要とする生乳は約9,300t見込まれ、指定生乳生産者団体による余乳の集中管理を図る。

(3) 乳業者の組織化等

取引上の地位の向上と生産・流通の合理化等を図るため、乳業者間の連携を強化するとともに、中小乳業者の組織化を進め、飲用牛乳施設等の純廃合及び販売窓口の一元化に努める。

(4) 技術の高度化

生産施設の近代化を促進し、生産性の向上並びに省エネルギーの観点から効率的な生産体制の整備充実を図るとともに、乳製品の新開発等も積極的に推進する。

(5) その他

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

肉用牛の公正円滑な取引及び適正な価格形成に資するため、肉用牛の生産状況及び取引状況に対応して、家畜市場の整備を推進する。また、肉用牛の流通コストの低減に資するため、繁殖から肥育までの地域内一貫生産を推進するとともに、共同出荷等合理的、計画的な出荷、県内食肉処理加工施設の整備により、枝肉・部分肉形態による流通を推進する。

(1) 家畜市場の再編整備

① 家畜市場の現状

名 称	開 設 者	登録年月日	年間開催回数 (延 113日)						年間取引頭数 (昭和58年)					
			子牛	成牛	乳用	子牛	成牛	子豚	肉専用種	乳用	子牛	成牛	子豚	
東部家畜市場	鳥取県経済農業協同組合連合会	昭和41.7.1	4	—	—	—	—	—	556	—	—	—	—	—
中部 "	"	昭和48.3.1	6	36	—	4	36	48	1,711	1,893	0	1,246	2,944	26,634
西部 "	"	昭和57.7.1	18	5	—	4	—	36	4,881	279	0	983	0	10,848
計			28	41	—	8	36	84	7,148	2,172	0	2,229	2,944	37,482

② 家畜市場の整備目標  
現在の3家畜市場は、いずれも再編整備済みの家畜市場であるが、取引回数、頭数が減少した東部家畜市場は中部家畜市場への統合を促進する。

(2) 地域内一貫生産の推進

	現 在 (昭和57年度)					目 標 (昭和65年度)							
	①子牛 生産頭数	生産子牛の仕向け			肥育牛 出荷頭数	①子牛 生産頭数	生産子牛の仕向け			肥育牛 出荷頭数			
		県内仕向	②うち区 域内仕向	県外仕向			②/①	県内仕向	②うち区 域内仕向		県外仕向	②/①	
肉 専 用 種	雄	3,084	1,658	1,658	1,426	53.8	1,380	5,080	3,810	3,810	1,270	75.0	3,300
	雌	2,896	1,961	1,961	985	67.7	1,632	5,080	3,556	3,556	1,524	70.0	2,630
	計	5,980	3,619	3,619	2,361	60.5	3,012	10,160	7,366	7,366	2,794	72.5	5,930
乳 用 種	雄	3,550	2,710	2,710	840	76.3	5,810	4,410	4,410	4,410	0	100.0	11,710
	雌	3,550	3,106	3,106	444	87.5	3,274	4,410	3,970	3,970	440	90.0	1,990
	計	7,100	5,816	5,816	1,284	81.9	9,084	8,820	8,380	8,380	440	95.0	13,700

(3) 食肉処理加工施設の整備と産地処理の推進

① 食肉処理加工施設の現状



名 称	設 置 者	設 置 年 月 日	年 間 稼 働 日 数	と 畜 能 力		と 畜 実 績 (57年)	
				1 日 当 たり	う ち 牛	計	う ち 牛
鳥取市宮と畜場	鳥 取 市	昭 和 45. 7	250	13. 75 頭	7 頭	1, 832 頭	306 頭
米子市宮と畜場	米 子 市	27. 11	250	30	10	3, 900	478
日清ハムと畜場	日 清 ハ ム	35. 10	250	45	0	7, 973	0
中部食肉センター	倉吉市外9ヶ町村畜産物処理流通改善施設組合(県経路連)	45. 4	250	100	10	23, 458	597
鳥取県食肉センター	鳥取県食肉センター	58. 12	250	175	20	0	0

(注) と畜能力は牛換算 牛1 豚0.25

② 食肉処理加工施設の整備目標

枝肉・部分肉形態による流通を促進し、流通の合理化・コストの低減を図るため鳥取県食肉センターの稼動と調整しながら食肉処理加工施設の整備を推進する。

③ 肥育牛の出荷先

現 在 (昭和57年度)	出 荷 先				目 標 (昭和65年度)
	県 内	県 外	計	%	
① 出荷頭数	② 食肉処理施設	① ②/①	① 出荷頭数	② 食肉処理施設	②/①
3, 012 頭 (924)	家畜市場	5. 930 頭	5, 930 頭	家畜市場	0 頭
	その他	2, 088 頭 (30. 7)	2, 965 頭	その他	0 頭
	外	2, 088 頭 (30. 7)	2, 965 頭	外	2, 965 頭
計		42. 2	13, 700		50
肉用専種		5. 254	6, 850		50
乳種		5. 254	6, 850		50
計		10. 508	13, 700		50

## Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

### 1 経営技術指導と情報の収集提供

- (1) 技術と経営能力に優れた中核的な担い手や生産組織を育成するため、組織的な経営改善活動を助長するとともに、指導者の資質の向上を推進する等経営技術指導の充実を図る。
- (2) 指導の実施に当たっては、県の畜産関係指導機関並びに畜産団体の指導部門の強化を図るとともに、その連携を強化し、共通の認識と目標の下に総合的な指導を展開する。
- (3) 需給及び価格の動向に対する的確な対応等に資するため、近年の情報処理技術の進展等を踏まえつつ、生産から流通消費に至る各段階を通じて情報の収集提供システムの整備を図る。

### 2 家畜改良

- (1) 乳用牛については、能力検定成績の優れた種雄牛の凍結精液の広域利用による計画交配と種雌牛群の能力検定の推進による選抜とう汰を進め、乳質、泌乳量及び産肉量等の遺伝的能力の改良と斉一化を推進する。
- (2) 肉用牛については、本県産牛の特質である早熟、早肥の助長と肉質改善を図るため、計画的に、産肉性、飼料効率及び連産性等の遺伝的能力の改良と斉一化を推進する。
- (3) 乳用牛及び肉用牛の遺伝的能力の改良及び斉一化の促進と肉用牛資源の拡大に資するため、家畜受精卵移植等の家畜の改良増殖に関する新技術の開発及び普及に努める。

### 3 家畜衛生

- 乳牛及び肉用牛の損耗を防止し、生産性の向上を図るため、飼養規模の拡大に伴う飼養環境の変化、疾病の多様化等に対応して、特に次の点に重点を置いて、飼料給与の適正化、飼養環境の改善、疾病の早期発見、予防注射の実施等による予防衛生対策を推進する。
- ア 肉用牛生産の基礎となる繁殖牛については、「一年一産」を目標とした生産率の向上を阻害する各種疾病の防除に努める。
  - イ 乳用種肉用牛については、初乳の適正給与と飼養管理技術の改善による事故率の低下に努める。
  - ウ 放牧牛については、放牧管理技術の改善によるピロプラズマ病等の放牧病の防止に努める。

### 4 環境保全

酪農及び肉用牛生産の健全な発展に資するため、酪農経営及び肉用牛経営の立地条件に留意するとともに、畜舎等の施設の改善整備、維持管理の適正化等を図り、あわせて、有機質肥料として有用な資源である家畜ふん尿について堆肥化等適切な処理により、経営内又は地域の耕種部門との連携による土壌還元利用を推進し、環境の保全に努める。